

安八町立名森小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定
令和5年4月3日改訂

はじめに

ここに定める「名森小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対応する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。(暴力を伴ういじめ)
- ・仲間はずれ、集団による無視する。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。等

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながらも被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴などの私物を隠す「いたづら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

(3) 学校としての構え

<本校の実態>

- ・学校生活に期待感をもち、元気に登校する児童が多い。しかし、友だちとの関係がうまく築けず、ストレスを抱えやすい児童も見られる。
- ・深刻で重大ないじめの事例は見られないが、なれあいの関係から軽い気持ちでからかったりふざけあったりして、相手に不愉快な思いをさせることがある。
- ・集団生活の場面では、周囲の様子に合わせて行動する子が多い。協力的ではあるが、自分で判断して行動する子が少ない。
- ・集団の中で異質な行動をする児童に対し、偏見や差別をもちやすい。

<いじめに対する構え>

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組) ※年間指導計画は別表

(1) 魅力ある学級・学校づくり (「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性・自治力等を育成する指導)

- ・全ての児童が、主体的に行動したり、互いを認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえる教科指導の充実を図る。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会でも取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケートやQ-U検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、児童の気持ちに寄り添う指導を行う。
- ・「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導 (豊かな心の育成)

- ・自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育の充実を図る。
- ・「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。⇒「チョボラ Friday」、「ひびきあい週間」、「あったかい言葉かけ運動」

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①児童生徒に自己存在感を与える。
 - ②共感的な人間関係を育成する。
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会で話し合ったり、保護者や地域の方も交えた地区委員会等で話題にしたりして、自治的な活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を踏まえた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・選択式）やQ-U検査等を実施し、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努め、対応に生かす。アンケート後には学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・週1回の職員打ち合わせや学年会等で生徒指導上気になる児童の様子を交流し、共通理解を図ったり、対策を練ったりする。
- ・年間3回の県いじめ調査などを全教職員の共通理解のうえで実施し、いじめ防止対策委員会で状況等を確認し、対策を検討する。いじめ防止対策委員会を定期的に開催するようにする。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、必要に応じてカウンセラーや相談員の協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にしながら教育相談を進める。
- ・児童との信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「これくらい大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏期休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童が自らの行為を十分反省する指導を大切にす。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて、一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 教育委員会や関連機関等との連携

①教育委員会との連携

- ・毎月、いじめを含む問題行動や不登校傾向児童について報告し、共通理解を図る。
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出が合った場合も同様とする。

②所轄警察署との連携

- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③その他の専門機関との連携

- ・いじめにより児童や保護者が精神的ダメージを負い、苦しんでいるような場合には、スクールカウンセラーや子ども相談センターなどの専門機関と連携を図り、指導を受ける。
- ・保護者代表、学校評議員、民生児童委員、人権擁護委員を参集し、「拡大いじめ防止対策委員会」（年間2回）を実施し、いじめの実態や状況を報告し、検討を行う。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会

<構成員>

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、該当学級担任
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、民生児童委員、人権擁護委員 等

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

<活 動>

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

<開 催>

- ・「校内いじめ防止対策委員会」…年間4回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。
- ・職員以外の構成員を含む「拡大いじめ防止対策委員会」…年間2回を定例会として実施する。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	指 導 等 の 内 容		
	教職員の研修等	児童の活動	保護者との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止基本方針」(以下「方針」)についての検討・役割確認 【校内いじめ防止対策委員会・生徒指導部会】 ○いじめ対策に関する共通理解 【職員会】 ○児童に関する情報交換【生徒指導事例研】 ※生徒指導交流は終礼時に計画的に行う ○学級経営案の作成 【学級担任】 ○教育相談※相談日…毎月第4週 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き、学級ルール 学級目標づくり 【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【1年生を迎える会】 ○地域でのあいさつ運動① ○にっこりアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭環境調査 ○いじめ防止対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級P】 ○学校だより、HP 等による「方針」等の発信 ○保護者との情報交換 【授業参観】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○チョコボラ Friday の意味と取組説明【全校朝会…人権教育担当】 ○大安学校警察連絡協議会① 【生徒指導】 ○いじめ早期発見のためのチェックシート 【終礼時又は職員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ推進運動【生活委】 ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】 ○ひまわり活動(月1回) ○にっこりアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラルに関する資料の配布 【生徒指導だより】
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者及び児童アンケートの集計及び対応 ○Q-U検査結果を分析し児童理解に生かす ○第1回いじめ防止対策委員会(拡大) ・「方針」及びいじめに関する実態説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-U調査(1回目) ○にっこりアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【保護者アンケート】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回県いじめ調査 【生徒指導】 ○ステップ1、2の振り返り 【学級担任】 ○いじめ防止対策の取組評価 【全教職員】 ○校内いじめ防止対策委員会① ・ステップ1、2の取組評価とステップ3以降の取組見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ステップ1、2の宝物とステップ3、4の課題【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【美浜合宿(5年)】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 ○保護者との情報交換 【三者懇談】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修会(ソーシャルスキル研修会・教育相談研修会等) ○夏期休業中の生活状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操や地域行事への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操や地区行事を通した人間関係づくり
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの生活リズムづくり ○「ひびきあいの日」に向けての取組検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会見学を通した関係づくり ○あいさつ運動【生活委・地域】 ○にっこりアンケート(無記名) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だよりやWebページ等による取組経過等の報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○後期の学級開き、生活リズムづくり ○大安学校警察連絡協議会② 【生徒指導】 ○「ひびきあいの日」の取組準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】 ○いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【保護者アンケート】
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-U検査の分析と対策 ○「ひびきあいの日」の取組(児童会と協同) 	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-U検査(2回目) ○「あたたかい言葉かけ運動」【児童会】 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回県いじめ調査 【生徒指導】 ○いじめ防止対策の取組評価 【全教職員】 ○校内いじめ防止対策委員会② ・ステップ3、4の実態交流と取組評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ステップ3、4の宝物とステップ5の課題【学級活動】 ○にっこりアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策の評価【学校評価にて】 ○保護者との情報交換 【三者懇談】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ステップ3、4の反省・ステップ5の取組確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動【生活委・地域】 ○にっこりアンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の取組評価と次年度の取組計画 ○大安学校警察連絡協議会③ 【生徒指導】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり 【感謝の会】 【6年生を送る会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【保護者アンケート】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめ防止対策委員会③ ・1年間の取組の成果と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間の宝物確認 	

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

「いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的方策」(別紙)

「いじめ問題発生時の対応組織図」(別紙)

「いじめ問題発生時の対応マニュアル」(別紙)

(2) 重大事態と判断された時の対応

① 重大事態の定義

法：第28条

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合を含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

② 重大事態発生時の連絡体制

①発見者⇒・担任⇒・学年主任⇒・生徒指導主事⇒・教頭⇒・校長

②校長⇒・教育委員会学校教育課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関へためらわずに通報する。

③ 重大事態発生時の初動

①いじめ防止対策委員会の招集

②教育委員会学校教育課への報告と連携

③調査方法<事実の究明>

・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

④警察への通報など関係機関との連携

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、5年間保存する。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的方策

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談やにっこりアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○欠席児童への家庭連絡（3日目には家庭訪問） 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」こと約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの啓発 ○インターネットフィルタリングの呼びかけ
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

いじめの相談・通報窓口

※相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

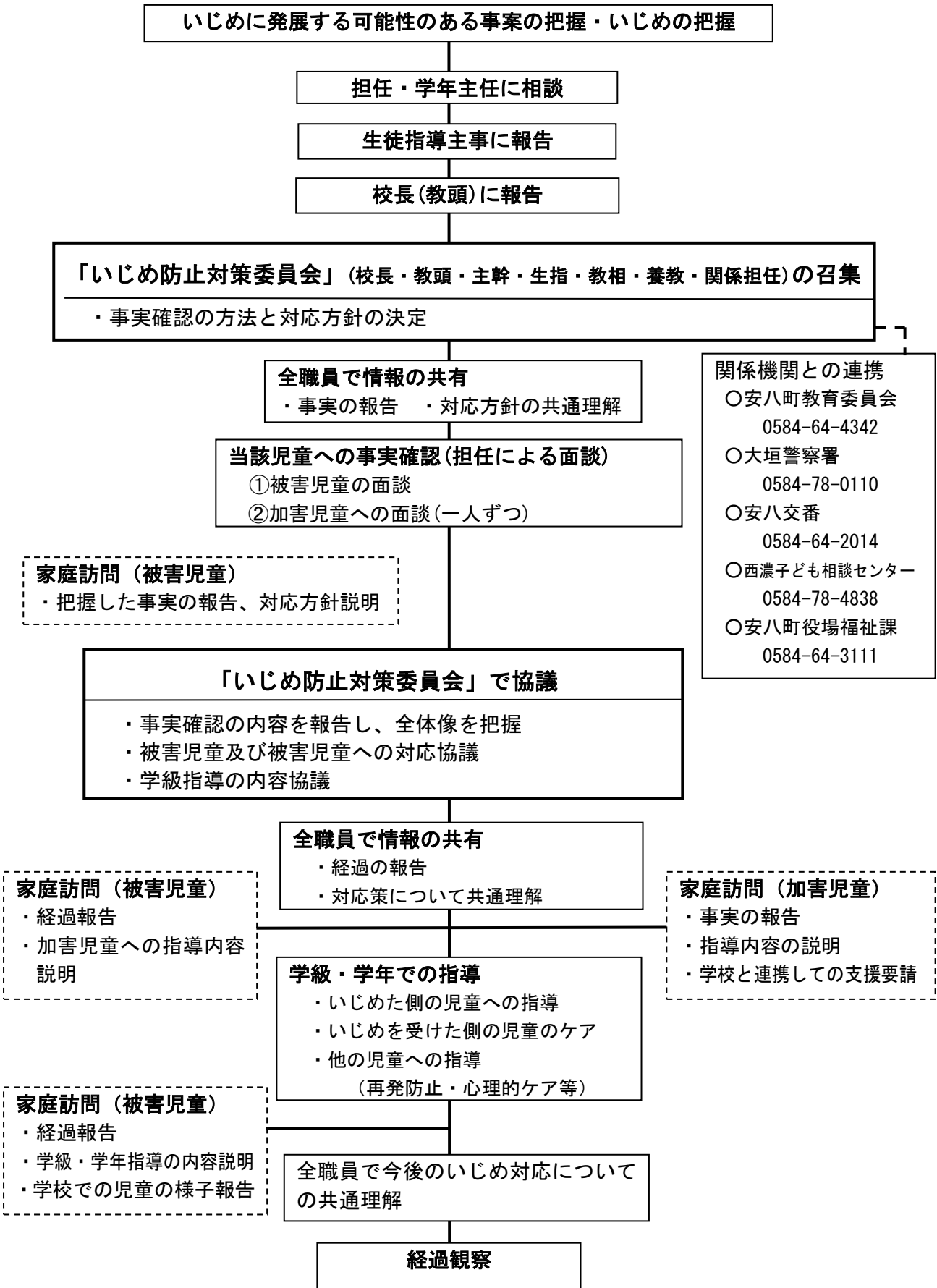
（1）学校におけるいじめの相談・通報窓口

①教頭（堀）、養護教諭（野村）、生徒指導主事（日高）、教育相談（梅村）
電話 64-2016

（2）学校以外でのいじめの相談・通報窓口

①教育委員会学校教育課
電話 64-4342

いじめ問題発生時の対応組織図



※関係児童への面談の記録を残す。(担任)

※いじめ防止対策委員会の協議内容、事案への対応を記録に残す。(生徒指導主事)

いじめ問題発生時の対応マニュアル

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報キャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・表情等から気になる様子を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・アンケートから発見
- ・校内の先生等からの情報提供

最初に
認知した
教員等

⇒学担⇒学主⇒生指⇒

校 長
教 頭

2. 対応チームの編成

【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、教育相談主任 等
※事案に応じて編成する。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況やいじめのきっかけの聴取する。
- ・事実に基づく聴取は、**被害者** ⇒ **周辺にいる者** ⇒ **加害者**の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童は話しやすい教師が対応する。
- いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えていく。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートとの交換や面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場などの支援を行う。

(2) いじめ加害者への対応 <複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- 日記ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせていく。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリ等というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、すみやかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) いじめ解消の定義

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 関係機関との連携

① 警察への通報など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処する。